第十五条中「を変更」を「の変更」に、「し、若しくは廃止する」を「若しくは廃止をする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣は、法第八条の二第一項の規定により同項の規定による関税を課し、又は同条第九項若しくは第十三項の規定により当該関税を課さないものとするかどうかの決定までに相当な期間をおいて、当該決定の基礎となる重要な事実を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

第十六条第一項中「を変更」を「の変更」に、「すること若しくは廃止する」を「若しくは廃止をする」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、同項第四号中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「指定された期間が満了したときを除く。」を「不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をすること又は同条第九項の規定による措置をとることが決定されたときに限る。」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることが決定されたときは、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ　法第八条の二第一項の規定により指定された期間（法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。）

七　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により指定された期間の満了に併せて法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ　法第八条の二第一項の規定により指定された期間

第十六条第二項中「調査の」を「不当廉売関税に係る調査の」に、「を変更」を「の変更」に、「しないこと若しくは廃止しない」を「若しくは廃止をしない」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をしないこと又は廃止をしないことが決定されたときは、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

第十六条第三項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「前項中」を「前項第三号中」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項の規定による関税を課することの通知等）

第十六条の二　財務大臣は、法第八条の二第一項の規定による関税を課すること若しくは同条第九項若しくは第十三項の規定により同条第一項の規定による関税を課さないものとすること（第七号、次項及び第二十条において「関税適用除外処分」という。）が決定されたとき又は法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したとき（当該指定された期間が満了したことについて前条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により直接の利害関係人に対し書面により通知し、及び官報で告示するときを除く。）は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

三　法第八条の二第一項の規定により指定された期間

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国

六　法第八条の二第九項又は第十三項の規定により同条第四項の調査又は同条第六項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、同条第一項の規定により指定する期間内に輸入されるものについて同項の規定による関税を課さないものとすることが決定されたときは、その決定された供給者

七　不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること又は関税適用除外処分が決定されたときに限る。）

八　その他参考となるべき事項

2　財務大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果、法第八条の二第一項の規定による関税を課さないこと又は関税適用除外処分をしないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

三　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

四　法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国

五　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

六　その他参考となるべき事項

3　前項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめることが決定された場合について準用する。この場合において、同項第五号中「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

第十八条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「から第五項まで及び」を「、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査（不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果の取扱いを含む。）に関し常に緊密な連絡（第七条の二第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。）を保つとともに、これらに関する重要事項について協議の上定めるものとする。

第十九条第二項中「前条後段」を「前条第一項後段」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定は、法第八条の二第十六項の規定により同条第一項の規定による関税の還付を請求しようとする場合について準用する。

第二十条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「を変更」を「の変更」に、「すること若しくは廃止すること又は」を「若しくは廃止をすること若しくは」に改め、「とること」の下に「又は不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果に基づき法第八条の二第一項の規定による関税を課すること若しくは関税適用除外処分」を加える。